

■2021 年度B日程一般入試法律科目試験

「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

公民館を拠点に活動する句会で選ばれた秀句が「政治的に偏っている」などの理由によって公民館の発行する「たより」に掲載されなかった事件（東京高判2018（平30）年5月18日判時2395号43頁など）を素材にした出題であった。ここでは、単純な表現の自由の侵害ではなく、公民館が発行する「たより」への掲載拒否であることの理解ができているかが重要であり、問1はこの点を問う設問であった。多くの答案は、そもそも自由の侵害にならないという点が理解できていなかった。原因の一つには、そもそも「表現の自由」の定義、自由権の意義という基本事項が踏まえられておらず、表現の自由の「価値」や「審査基準」に飛びつく傾向があると思われる。

表現の自由の侵害が問題にできないという状況を踏まえると、「たより」への掲載拒否を問う方法として、問2にあげた船橋市西図書館事件判決（最1小2005（平17）年7月14日民集59巻6号1569頁）に基づく主張が考えられる。そこでは、最高裁判決の趣旨を踏まえつつ、図書館の図書と公民館の発行する「たより」の異同、図書の廃棄を行った職員の動機と公民館館長の掲載拒否理由の異同、図書の廃棄と掲載拒否の異同等、判例の射程をめぐる考察が試される。ここでも最高裁判決の趣旨を十分理解できない答案や公民館長の掲載拒否の問題性を理解できない答案が目についた。

以 上